

2世帯住宅リフォーム補助金交付要綱

(総則)

第1条 市外に居住する子ども夫婦世帯等の市内転入を促進させるための2世帯住宅リフォームに対する補助金の交付については、補助金等交付規則(昭和47年横須賀市規則第33号。以下「規則」という。)に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) リフォーム 一戸建住宅に対して行う修繕工事等(横須賀市木造住宅耐震診断・耐震改修等補助金交付要綱(平成15年4月1日制定)、廃止前の空家リフォーム補助金交付要綱(平成24年4月1日制定)又は住宅リフォーム補助金交付要綱(平成24年9月1日制定)の規定による補助金の交付を受けたものを除く。)であって、別表に掲げるものをいう。
- (2) 市内施工事業者 住宅の修繕工事等を行う事業者であって、市内に本店所在地を有する法人又は本市に住所を有する個人事業主をいう。
- (3) 住宅居住者 市内に住所を有し、かつ、市内に存する自己の所有する一戸建て住宅に居住している者をいう。
- (4) 子ども夫婦世帯等 市外に居住する者により構成される次に掲げる世帯をいう。
 - ア 住宅居住者の子及びその配偶者で構成される世帯
 - イ 住宅居住者の子及びその配偶者並びにこれらの者の子により構成される世帯
 - ウ 住宅居住者の子及びその子により構成される世帯

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 住宅居住者又は当該一戸建て住宅に市外から転入し、かつ、居住する予定の子ども夫婦世帯等に属する者であること。
- (2) 住宅居住者及び子ども夫婦世帯等(申請年度の前年度の1月1日現在において子ども夫婦世帯等に該当する世帯に限る。)が申請日以後に同居するために前号に規定する一戸建て住宅に市内施工事業者によるリフォームを行うこと。
- (3) 申請年度の3月31日時点において、住宅居住者及び子ども夫婦世帯等がリフォームを実施した住宅に同居していること。
- (4) 市税を滞納していないこと。

- (5) 横須賀市暴力団排除条例(平成24年横須賀市条例第6号)第2条第3号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による居宅介護住宅改修費若しくは介護予防住宅改修費の支給又は重度障害者住宅設備改良費扶助要綱(昭和45年7月1日制定)の規定による扶助を受けた場合において、これらの申請に係る修繕工事等と同一内容のリフォームを発注しないこと。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、予算の範囲内において、リフォームに要する費用から消費税及び地方消費税相当額を控除して得た額を2で除して得た額(1,000円未満の端数は切り捨てる。)に相当する額とし、1住宅につき30万円を限度とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、市長に補助金等交付申請書を提出しなければならない。

2 前項の申請書に添付する書類については、規則第4条第2号に掲げる書類は省略するものとし、同条第3号に規定するその他参考となる書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 住宅居住者が当該住宅の所有者であることを証する書類
- (2) 当該住宅の外観及びリフォームを行う部分の写真
- (3) リフォームの見積書
- (4) 子ども夫婦世帯等の転入前の市町村における住民票の写し
- (5) 住宅居住者と子ども夫婦世帯等に属する者との親族関係を証する書類

(実績報告)

第6条 規則第10条に規定する実績報告書は、次に掲げる書類を添付して、当該補助事業の完了の日若しくは転入日(当該補助事業の完了の日以後に転入した場合に限る。)から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- (1) リフォーム完了後の写真
- (2) リフォームに係る領収書の写し

(状況調査等)

第7条 市長は、必要と認めたときは、申請者の当該住宅の居住状況その他の第3条に規定する交付要件に該当するかどうか確認するために必要な事項について調査することができる。

(その他の事項)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、都市部長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(補助対象者に関する特例)

2 第3条第2号の規定にかかわらず、平成27年1月1日現在の住所が市外にある子ども夫婦世帯等と現に同居(同居を開始してから交付申請書を提出した日までの期間が3月に満たないものに限る。)している者については、平成27年度に限り、補助対象者とする。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表(第2条第1号関係)

- 1 増築工事
- 2 台所、浴室、洗面所又はトイレの修繕工事等
- 3 住宅内の機械設備工事（給排水衛生設備工事、給湯設備工事、換気設備工事、電気設備工事及びガス設備工事）
- 4 オール電化住宅工事
- 5 屋根のふき替え工事、塗装工事又は防水工事
- 6 外壁の張替え工事又は塗装工事
- 7 部屋の間仕切りの変更工事
- 8 床材、内壁材又は天井材の張替え工事、塗装工事等の内装工事
- 9 床、壁、窓、天井又は屋根の断熱改修工事
- 10 ふすま紙若しくは障子紙の張替え又は畳の取替え
- 11 雨どい等の取替え工事又は修理工事
- 12 建具若しくは開口部の取替え工事又は新設工事
- 13 耐震改修工事（横須賀市木造住宅耐震診断・耐震改修等補助金交付要綱(平成15年4月1日制定)の規定による補助金の交付を受けたものを除く。）
- 14 防音工事
- 15 バリアフリー改修工事